

事 務 連 絡

平成 18 年 7 月 3 日

各厚生労働大臣認可 〔水道事業者〕
〔水道用水供給事業者〕 担当者 殿

厚生労働省健康局
水道課水道水質管理室

浄水処理における濁度管理等の徹底について

日頃より、水道行政の推進につきましてはご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、水道におけるクリプトスポリジウム対策については、「水道水中のクリプト
スポリジウムに関する対策の実施について」（平成 13 年 11 月 13 日付け健水発第 101
号厚生労働省健康局水道課長通知）により、施設の整備及び浄水処理の徹底を含む予
防対策の実施等について通知しているところです。

今般、別紙のとおり、浄水処理における濁度管理等の問題に起因すると考えられる
水道原水及び浄水におけるクリプトスポリジウムの検出事案の発生が明らかになりました。

水道原水のクリプトスポリジウムによる汚染のおそれのある施設においては、上記
通知による濁度管理等の浄水処理が徹底されるよう、下記に留意することが必要であ
り、引き続き遺漏のないようお願いいたします。

記

1 濁度管理の徹底について

ろ過池出口の水の濁度を常時把握し、ろ過池出口の濁度を 0.1 度以下に維持する
こと。なお、浄水処理の効果を判断するために用いる濁度計については、十分に調
整されたものを用いること。また、濁度計がろ過池の出口濁度を適切に把握できる
場所に設置されていることを確認すること。

2 ろ過方式ごとの留意事項について

ろ過方式ごとに適切に維持管理を行う必要があるが、特に急速ろ過法を用いる場
合にあっては、原水が低濁度であっても、必ず凝集剤を用いて処理を行うこと。ま

た、原水水質に応じて凝集剤の適正な注入率等が調整できるよう、必要な機器の整備と維持管理を行うこと。このほか、適切な浄水処理が行われるよう、凝集操作、沈澱操作等、急速ろ過操作、ろ過池洗浄排水等の原水への返送管理についても留意すること。

緩速ろ過法及び膜ろ過法を用いる場合にあっても、適切な浄水処理が行われるよう、留意する必要があること。

3 運転管理の記録について

凝集剤の注入量、ろ過池出口濁度等、浄水施設の運転管理に関する記録を残すこと。また、原水の水質、並びに、当該原水に係る凝集沈殿処理水及びろ過水の濁度の相関関係を十分把握し、凝集剤の注入率及び pH が適正なものになっているかどうかを確認すること。

4 厚生労働省への報告について

水道原水又は水道(水道法の規制が適用されない水道を含む。)及び飲用井戸等から供給される飲料水におけるクリプトスポリジウム等の塩素消毒に耐性のある病原性微生物の検出情報を把握した場合には、「飲料水健康危機管理実施要領について」(平成14年6月28日健水発第0628002号厚生労働省健康局水道課長通知)に基づき、当課水道水質管理室基準係あて直ちに連絡することとされていること。

F A X 03 (3503) 7963

電 話 03 (3595) 2368

水道原水及び浄水におけるクリプトスポリジウムの検出について

1 概要

水道原水の検査においてクリプトスポリジウムを検出した（2個/10L）ことから、浄水を含め再検査を実施したところ、浄水からも検出した（2個/20L）ため、緊急の給水停止が行われた。

2 対応

- ・水道原水の検査において、クリプトスポリジウムを検出した（2個/10L）ことから、原水の再検査及び浄水についても検査を実施したところ、浄水からも検出した（2個/20L）。なお、給水栓における濁度は、最大で1.46であった。
- ・緊急の給水停止を行うとともに、住民に対し、給水車、パック水等による飲料水の配布が行われた。
- ・その後、ろ過濁度の十分な確認を行うとともに、配水池・配水管洗浄作業後に、暫定対策指針に基づいて水質検査を行い、浄水のクリプトスポリジウム不検出を確認した後、通常給水を再開した。
- ・給水区域におけるクリプトスポリジウム感染症の発生は無かった。

3 原因

- ・当該水道では伏流水を原水としており、凝集沈殿急速ろ過を行っているが、クリプトスポリジウムの検出時には浄水濁度が上昇していたことから、何らかの原因により凝集処理に問題があったことが考えられる。
- ・また、その後の調査で、濁度計の設置場所が、ろ過池出口濁度を適切に把握できる場所に設置されていなかったこと、濁度計の校正が適切に行われていなかったことも判明している。